

事務連絡

平成27年4月28日

各地方運輸局自動車交通部旅客（第一・二）課長 殿  
企画観光部交通企画課長 殿  
内閣府沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長 殿

自動車局旅客課

地域公共交通確保維持改善事業におけるバリア解消促進等事業  
に係る補助金交付申請の受付期間等について

平成27年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金におけるバリア解消促進等事業の交付申請については、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱、地域公共交通確保維持改善事業実施要領及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業（自動車））に関する運用方針によるほか、下記のとおりとしますので、関係事業者へ周知いただくとともに、その取扱いについては遺漏のないようよろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1. 交付申請の受付期間

交付申請の募集については、以下のとおりとする。

○バリアフリー化設備等整備事業および利用環境改善促進等事業

申請受付時期：5月11日～5月29日

#### 2. 査定の実施

予算額を超える交付申請を受理した場合は、査定を実施いたします。

本年度は要望調査によると予算額を超える見込みですので、別添のとおり査定を実施する見込みとなっております。

#### 3. バリアフリー化設備等整備事業のうちバス車両（ノンステップバスに限る）の導入等事業については、今年度より単純な代替車両（当該事業者のノンステップバスの総数が増加しない場合）については、採択しないこととし、補助申請できるのは平成27年度におけるノンステップバスの総数の増加分のみといたします。

※ 別添の宣誓書を記載の上、交付申請時に添付して頂くよう関係事業者への周知方宜しく願います。

※ ノンステップバスの総数の増加分を超える台数に補助がなされていたことが判明した場合には、当該超過分の台数について、補助金の返還をして頂く予



定です。

#### 4. 生活交通確保維持改善計画（生活交通改善事業計画）に関する確認

地方運輸局等は、申請時に添付される生活交通確保維持改善計画（生活交通改善事業計画）に関する内容について、補助要綱に規定する事項が記載されているか、必要な手順を経て計画が策定されているか、記載漏れがないか等、別添記載例を参照し的確に把握・確認した上で本省へ進達してください。

以 上